

期間短縮申請を行う場合には、この様式を使用。
記載内容は、様式第1を参照

筑西市長殿

(担当者) 電話 () () 番

1	特定工場の設置の場所	〒				
2	特定工場における製品（加工修理業に属するもの にあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類）					
3	特定工場の敷地面積		変更前	m ²	変更後	m ²
4	特定工場の建築面積		変更前	m ²	変更後	m ²
5	特定工場における生産施設の面積				別紙1のとおり	
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置				別紙2のとおり	
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置					
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用					
9	特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日		造成工事等		令和	年 月 日
			施設の設置工事		令和	年 月 日
※ 整理番号		令 筑 第 号	※ 備 考			
※ 受理年月日		令和 年 月 日				
※ 審 査 結 果						

備考

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 法第6条第1項の規定による新設の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集落地特例の適用を受けようとしなない場合は8欄を除く。）に記載すること。
- 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集落地特例の適用を受けようとしなない場合は8欄を除く。）に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
- 9欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあっては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあっては施設の設置工事の欄に、それぞれ実施制限期間の短縮後の工事開始予定日を記載すること。
- 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とする。
- 標頭のうちいずれか該当する箇所に○及び該当しない条件を抹消すること。